**介護サービス事業者**

**自主点検表**

**認知症対応型共同生活介護**

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 事業所名 |  |
| 担当者職・氏名 |  |

| 主眼事項 | 基準等・通知　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１の１　指定地域密着型サービスの事業の一般原則 | □　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。　　◆平１８厚令３４第３条第１項□　指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。　　◆平１８厚令３４第３条第２項□　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３条第３項□　指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。　　◆平１８厚令３４第３条第４項 | 適・否 | 責任者等体制【　有 ・ 無　】研修等実施【　有 ・ 無　】 |
| 第１の２　基本方針＜法第７８条の３第１項＞ | □　要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。　　◆平１８厚令３４第８９条□　利用者の認知症となる疾患は、急性の状態でないか。　◎　認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者は、共同生活住居において共同生活を送ることに支障があると考えられることから、指定認知症対応型共同生活介護の対象とはならない。　　　◆平１８解釈通知第３の五の１ | 適・否 | 利用者　　　人中認知症の症状がある旨記載された診断書等　　　　　人分有 |
| 第１の３　暴力団の排除 | □　管理者及び従業者は、南丹市暴力団排除条例第２条第３号に掲げる暴力団員ではないか。□　運営について、南丹市暴力団排除条例第２条第４号に掲げる暴力団員等の支配を受けていないか。 | 適・否 |  |
| 第２　人員に関する基準＜法第７８条の４第１項＞１　通則（用語の定義） | 以下、用語の定義を理解しているか。□　常勤換算方法　　◆平１８解釈通知第２の２（１）　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。□　「勤務延時間数」　　◆平１８解釈通知第２の２（２） 　　勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者１人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数を上限とすること。□　「常勤」　　◆平１８解釈通知第２の２（３）　　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）に達していることをいうものである。　　ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とする。　　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、１の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。□　「専ら従事する」「専ら提供に当たる」　　◆平１８解釈通知第２の２（４）　　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。□　「前年度の平均値」　　◆平１８解釈通知第２の２（５）　　人員数を算定する場合の使用する「利用者数」は、前年度（4月1日～翌年3月31日）の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数（小数第2位以下を切上げ）とする。　【新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者の場合】　　前年度において1年未満の実績しかない場合の利用者数の算出は以下のとおり　　・新設又は増床の時点から6月未満の間　…　ベッド数の90％　　・新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間　…　直近の6月における全利用者数の延数を6月間の日数で除して得た数　　・新設又は増床の時点から1年以上経過している場合　…　直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数　　・減床の場合（減床後の実績が3ヶ月以上ある場合）…　減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数 | 適・否 | 【常勤換算方法】併設事業所への兼務者の有・無【　有 ・ 無　】（有の場合）当該事業所の勤務時間のみを勤務延時間数に算入しているか⇒（はい・いいえ）【勤務延時間数】常勤の従業者が勤務すべき時間数　　週　　　　時間【前年度の利用者数の平均値】　　　　　　　人（小数第2位以下を切上げ）※新設等の場合は左記のとおり算出しているか |
| ２　従業者の員数 | 従業者□　共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者は、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上となっているか。　　◆平１８厚令３４第９０条第１項〔算出例（望ましい配置の例示）〕　　　※共同生活住居ごとに算出　■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置が必要な介護従業者数　・　　　人÷３＝　　　人　⇒　　　　人(a)（※小数点以下繰上げ）　前年度の利用者数の平均　■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に必要な１日あたりの必要介護従事者の延勤務時間数　・　　　人(a)×　　　時間　⇒　　　　時間　･･･※1　　　　　　　　 常勤の勤務時間（1日）【夜間及び深夜の時間帯】　　　：　　 ～ 　　：　　（※夜勤時間ではなく、利用者の生活時間に合わせて設定する。）　例）利用者(前年度平均値)を８人、常勤の勤務時間を１日８時間とし午後９時から午前６時までを夜間及び深夜の時間帯とした場合、午前６時から午後９時までの15時間の間に、８時間×３人＝延べ24時間の指定認知症対応型共同生活介護が提供され、かつ、当該時間帯においては、常に介護従業者が１人以上確保されていることが必要である。■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置されている介護従業者数　【　　　年　　月分】　・(　　　時間 － 　　　時間） ÷ ４週間 ÷ 　　　時間　　４週の総勤務時間数　　うち夜間・深夜の時間帯の勤務時間数　　　　　　　 常勤職員の１週の勤務時間　　　＝　　　.　　　人□　共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）に従事する介護従業者は１以上となっているか。　　◆平１８厚令３４第９０条第１項　　ただし、共同生活住居の数が３である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて２以上とすることができる。　◎　この場合には、利用者のケアの質や職員の負担にも配慮すること。　　　マニュアルの策定や避難訓練の実施に当たっては、基準第108条において準用する第82条の２において定められた非常災害に関する具体的な計画や訓練の実施において、夜間及び深夜の時間帯の勤務を想定した内容を取り扱うことで差し支えない。　　　なお、事業所の判断により、人員配置基準を満たす２名以上の夜勤職員を配置した上で、さらに他の職員を配置する場合については、宿直体制で配置することも可能である。　　　◆平１８解釈通知第３の五の２（１）②イ□　介護従業者のうち１以上の者は、常勤となっているか。　　　◆平１８厚令３４第９０条第３項□　夜間及び深夜の時間帯は、利用者の生活サイクルに応じて、１日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定しているか。　　　◆平１８解釈通知第３の五の２（１）②イ□　人員配置基準の基礎となる利用者の数は、前年度の平均値となっているか。　　◆平１８厚令３４第９０条第２項□　指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、員数を満たす介護従業者を置くほか、指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員を満たす従業者を置いているとき、又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員を満たす従業者を置いているときは、併設する当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。　　◆平１８厚令３４第９０条第４項　◎　指定認知症対応型共同生活介護事業所の職務に従事する夜勤職員については、当該事業所に指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設され、以下の要件を満たすほか、入居者の処遇に支障がないと認められる場合に限り、指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼ねることができる。　　◆平１８解釈通知第３の五の２（１）②ロ　　イ　指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員と指定小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員の合計が９人以内であること。　　ロ　指定認知症対応型共同生活介護事業所と指定小規模多機能型居宅介護事業所が同一階に隣接しており、一体的な運用が可能な構造であること。計画作成担当者□　事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としているか。　　ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができる。　　　◆平１８厚令３４第９０条第５項□　計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症介護実践研修又は基礎課程）を修了しているか。　　◆平１８厚令３４第９０条第６項、平１８解釈通知第３の五の２（１）②ホ□　計画作成担当者のうち少なくとも１人は介護支援専門員をもって充てているか。　ただし、併設する小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携により、当該認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、介護支援専門員を置かないことができる。　　◆平１８厚令３４第９０条第７項□　介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督しているか。　　◆平１８厚令３４第９０条第８項□　本体事業所との密接な連携の下に運営されるサテライト事業所については、介護支援専門員に代えて、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症介護実践研修又は基礎課程）を修了している者を置くことができる。　　◆平１８厚令３４第９０条第９項*Ｈ１８　Ｑ＆Ａ　Vol.１０２　問１５**計画作成担当者は非常勤でも差し支えない。勤務時間は事業所によって異なるが、当該事業所の利用者に対する計画を適切に作成するために、利用者の日常の変化を把握するに足る時間の勤務は少なくとも必要である。**Ｒ３　Ｑ＆Ａ　Vol.4　問24**介護支援専門員である計画作成担当者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務を除き、兼務することはできない。* | 適・否 | 利用者数は前年度の平均値であることに注意※1日々においても必要な延べ勤務時間数を満たしていることが望ましい意夜間及び深夜の時間帯　　：　　～　　：　　計画作成担当者　　　人中実践者研修等修了証　　　人分有介護支援専門員登録証　　　人分有介護支援専門員：氏名　　　　　　　介護支援専門員でない計画作成担当者：氏名　　　　　　　 |
| ３　管理者 | □　共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。　　事業所の管理上支障がない場合は、①当該事業所の他の職務に従事することができ、②他の事業所、施設等の職務に従事することができる。　　◆平１８厚令３４第９１条第１項□　サテライト型事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。　　　◆平１８厚令３４第９１条第２項　◎　サテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることができるが、この場合、上記「サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所の実施要件」のニに掲げる要件をいずれも満たす必要がある。　　　◆平１８解釈通知第３の五の２（２）①□　管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であるか。　　◆平１８厚令３４第９１条第３項□　管理者は、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了しているか。　　◆平１８厚令３４第９１条第３項、平２４厚告第１１３号第２号（研修）、平１８解釈通知第３の四の２（２） | 適・否 | 管理者：氏名　　　　　　　兼務【　有 ・ 無　】兼務する職種名　　　　　　　　　実務経験年数：　　　　　　　　年管理者研修修了証【　有 ・ 無　】 |
| ４　代表者 | □　代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であるか。　　　◆平１８厚令３４第９２条　◎　法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の四の２（３）①□　代表者は、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了しているか。　　ただし、代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えない。　　　◆平２４厚告第１１３号第４号（研修）、平１８解釈通知第３の四の２（３）② | 適・否 | 代表者：氏名　　　　　　　開設者研修修了証：【　有 ・ 無　】受講者名：　　　　　　　　　受講年月日：　　　年　　月　日 |
| 第３　設備に関する基準＜法第７８条の４第２項＞ | □　共同生活住居の数は、３つ（サテライト事業所にあっては２つ）までとなっているか。　　◆平１８厚令３４第９３条第１項　◎　平成18年４月１日に現に２を超える共同生活住居を設けているものについて、当分の間、当該共同生活住居を有することができる。　　　◆平１８厚令３４第９３条第１項、平１８厚令３４附則第７条、平１８解釈通知第３の五の３（１）□　共同生活住居の入居定員は、５人以上９人以下としているか。　　　◆平１８厚令３４第９３条第２項□　共同生活住居は、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。　　◆平１８厚令３４第９３条第２項　◎　１の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備でなければならない。　　　ただし、共用型指定認知症対応型通所介護を指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂において行うことは可能であるが、その場合にあっても利用者は共同生活住居ごとに、同一の時間帯において３人を上限とし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の生活に支障のない範囲での利用とする。　　　◆平１８解釈通知第３の五の３（１）□　居間及び食堂は同一の場所にすることができる。　　　◆平１８厚令３４第９３条第５項　◎　同一の場所とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。また、その広さについても原則として、利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保すること。　　◆平１８解釈通知第３の五の３（４）　◎　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。なお、原則として、全ての事業所でスプリンクラー設備の設置が義務づけられているので、留意すること。　　◆平１８解釈通知第３の五の３（２）□　１の居室の定員は、１人となっているか。　　ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。　　◆平１８厚令３４第９３条第３項　◎　居室を２人部屋とすることができる場合とは、例えば、夫婦で居室を利用する場合等であって、事業者の都合により一方的に２人部屋とするべきではない。なお、２人部屋を設置する場合においても、十分な広さを確保しなければならない。　　　◆平１８解釈通知第３の五の３（３）□　１の居室の床面積は、７.43平方メートル以上となっているか。　　　◆平１８厚令３４第９３条第４項　◎　居室は、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分されているか。　　◆平１８解釈通知第３の五の３（３）□　事業所は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。　　◆平１８厚令３４第９３条第６項□　当該事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第73条第１項から第６項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。　　◆平１８厚令３４第９３条第７項 | 適・否 | 共同生活住居数：　　　　　　　　　直近レイアウト変更：　　　年　　月　〔参考〕居間・食堂：　　　　　　　　㎡ |
| 第４　運営に関す　る基準＜法第７８条の４第２項＞１　内容及び手続の説明及び同意 | □　指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。　　◆平１８厚令３４第３条の７第１項準用 ◎　記載すべき事項は以下のとおり　　ア　運営規程の概要　　イ　介護従業者の勤務体制　　ウ　事故発生時の対応　　エ　苦情処理の体制　　オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等　※　利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。　　　◆平１８厚令３４第３条の７第２項準用□　前項の同意については、書面によって確認しているか。　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２）①準用 | 適・否 | 利用者　　　人中重要事項説明書　　　人分有 |
| ２　提供拒否の禁止 | □　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。　　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。　　◆平１８厚令３４第３条の８準用◎　サービス提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。　　　◆平１８解釈通知第３の一の４（３）準用①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合②利用申込者に対し自ら適切な介護を提供することが困難な場合 | 適・否 | 過去１年間に利用申込みを断った事例：【　有 ・ 無　】 |
| ３　受給資格等の確認 | □　指定認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の１０第１項準用□　被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護を提供するように努めているか。　　◆法７８条の３第２項、◆平１８厚令３４第３条の１０第２項準用 | 適・否 | 確認方法（申請時にコピー等） |
| ４　要介護認定の申請に係る援助 | □　指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の１１第１項準用□　申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。　　◆平１８解釈通知第３の一の４（６）準用□　要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。　　◆平１８厚令３４第３条の１１第２項準用 | 適・否 | 事例：【　有 ・ 無　】 |
| ５　入退居 | □　要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供しているか。　　　◆平１８厚令３４第９４条第１項□　入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症であることの確認をしているか。　　　◆平１８厚令３４第９４条第２項□　入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。　　◆平１８厚令３４第９４条第３項□　入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。　　◆平１８厚令３４第９４条第４項　◎　入居申込者が家族による入居契約締結の代理や援助が必要であると認められながら、これらが期待できない場合については、市町村とも連携し、成年後見制度や権利擁護に関する事業等の活用を可能な限り図ること。　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１）②□　利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。　　◆平１８厚令３４第９４条第５項□　利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。　　◆平１８厚令３４第９４条第６項 | 適・否 | 全入居者の主治医の診断書等があるか：【　有 ・ 無　】事例：【　有 ・ 無　】事例：【　有 ・ 無　】 |
| ６　サービス提供の記録 | □　入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。　　◆平１８厚令３４第９５条第１項□　提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。　　◆平１８厚令３４第９５条第２項、平１８解釈通知第３の五の４（２）②　◎　記録すべき事項　　　　・サービスの提供日　　　・サービスの内容　　　・利用者の状況・その他必要な事項 | 適・否 | 被保険者証への記載：【　有 ・ 無　】 |
| ７　利用料等の受領 | □　法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。　　　◆平１８厚令３４第９６条第１項□　法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。　　◆平１８厚令３４第９６条第２項□　上記の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を利用者から受けることができる。　　◆平１８厚令３４第９６条第３項ア　食材料費イ　理美容代　ウ　おむつ代エ　ア～ウに掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用<事業所で費用の支払いを受けているその他の日常生活費の例を下記に記入>　・　　　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　　　　・　　　　　　　　　　　□　利用者から、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けていないか。　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（３）②　◎　エの費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱うこと。　　◆平１２老企第５４号*Ｈ１８　Ｑ＆Ａ　Vol.１０２　問１４**認知症対応型共同生活介護の報酬には、いわゆる「ホテルコスト」は含まれていない（利用者の自宅扱いである）ため、一般に借家の賃貸契約として必要となる費用は利用者の負担とすることができる。したがって、家賃のほか、敷金･礼金、共益費といった名目のものも含まれる。なお、これらの費用については、認知症対応型共同生活介護のサービスとして提供されるものにかかる費用ではないことから、「その他の日常生活費」とは区分されるべきものではあるが、こうした費用についても、利用料等の受領と同様、予め利用者又はその家族に対し、当該費用について説明を行い、利用者等の同意を得ることが必要である。*　※　あいまいな名目例：運営費、共益費、管理協力費等　　⇒保険給付の対象サービスと重複関係がないことがわかるように、費用の具体的な内訳を示し、説明･同意を得る必要がある。□　ア～エの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。　　◆平１８厚令３４第９６条第４項　◎　当該同意については、利用者等及び事業者双方の保護の立場から、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、利用者等の署名を受けることにより行うものとする。　　　この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときはその都度、同意書により確認するものとする。　　　◆平１２老振７５、◆老健１２２連番　◎　上記アからエに掲げる費用に係るサービス以外のもので、個人の希望を確認した上で提供されるものについても、同様の取扱いが適当である。 | 適・否 | 償還払対象で10割徴収の事例：【　有 ・ 無　】左記アからエの費用の支払いを受けている利用者　　　人中同意書　　　人分有 |
| ８　保険給付の請求のための証明書の交付 | □　法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の２０準用 | 適・否 | サービス提供証明書の発行の事例：【　有 ・ 無　】 |
| ９　指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 | □　利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。　　◆平１８厚令３４第９７条第１項□　利用者１人１人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しているか。　　◆平１８厚令３４第９７条第２項□　認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。　　◆平１８厚令３４第９７条第３項□　共同生活住居における介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（認知症対応型共同生活介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含む。）について、理解しやすいように説明を行っているか。　　◆平１８厚令３４第９７条第４項□　当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいないか。　　◆平１８厚令３４第９７条第５項□　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。　　◆平１８厚令３４第９７条第６項□　身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。□　一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。　　◆平１８厚令３４第９７条第７項第１号　　◎　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会　　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（４）④　　　　基準第７項第１号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。　　　　また、身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　　　指定認知症対応型共同生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には、次のようなことを想定している。　　　①身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。　　　②介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。　　　③身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。④事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。⑤報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。⑥適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。□　二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。　　　　◆平１８厚令３４第９７条第７項第２号　　◎　身体的拘束等の適正化のための指針　　◆平１８解釈通知第３の五の４（４）⑤　　　　指定認知症対応型共同生活介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。①事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方　　　②身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針　　　④事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針□　三　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。　　◆平１８厚令３４第９７条第７項第３号　　◎　身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修　　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（４）⑥　　　　介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。□　自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行っているか。　　◆平１８厚令３４第９７条第８項　◎　定期的(原則として前評価日より１年以内)に外部の者による評価を受けて、その結果を下記の方法等により公表しているか。　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（４）⑦　　<評価結果等>　　①利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付のうえ説明する。　　②事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に公開する。　　③利用者及び利用者の家族へ手交又は送付する。　　④指定を受けた市町村に対して提出する。　　⑤運営推進会議において説明する。　◎　運営推進会議における評価 | 適・否 | 過去1年間に身体拘束を行った件数　　　件中身体拘束の記録　　　件分有身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（３月に１回以上必要）：　　　回開催日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日身体拘束等の適正化のための指針：【　有 ・ 無　】□左記の必要な項目が網羅されているか身体拘束等の適正化のための定期的な研修（年２回以上必要）：開催日　　年　　月　　日　　年　　月　　日新規採用時の虐待の防止のための研修の有無【　有 ・ 無　】外部評価：前　回　　年　　月前々回　　年　　月評価結果の公表方法：　　　　　　　　　 |
| 10　認知症対応型共同生活介護計画の作成 | □①　管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。　　◆平１８厚令３４第９８条第１項□②　介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動（地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等）の確保に努めているか。　　◆平１８厚令３４第９８条第２項◎　通所介護の活用とは、介護保険給付の対象となる通所介護ではなく、指定認知症対応型共同生活介護事業者と通所介護事業者との間の契約により、利用者に介護保険給付の対象となる通所介護に準ずるサービスを提供するものである。　　◆平１８解釈通知第３の五の４（５）②□　③計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。　　◆平１８厚令３４第９８条第３項　◎　当該計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することとならないように留意すること。　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（５）①□　④計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。　　　◆平１８厚令３４第９８条第４項□　⑤計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。　　◆平１８厚令３４第９８条第５項□　⑥計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従事者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか。　　◆平１８厚令３４第９８条第６項□⑦計画の変更について、②～⑤の規定を準用しているか。　　◆平１８厚令３４第９８条第７項□　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第 12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、認知症対応型共同生活介護事業所において短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合で、居宅サービス計画に基づきサービス提供をしている認知症対応型共同生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型共同生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。　　◆平１８解釈通知第３の四の４（９）④準用 | 適・否 | 利用者　　　人中介護計画　　　人分有通所介護等の活用の事例：【　有 ・ 無　】アセスメント記録：【　有 ・ 無　】担当者会議の実施記録：【　有 ・ 無　】モニタリング・介護計画の見直し頻度⇒概ね　　　箇月ごと |
| 11　介護等 | □　認知症の状態にある利用者の心身の状況に応じ、自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにすることを念頭に、精神的な安定、行動障害の減少及び認知症の進行緩和が図られるように介護サービスを提供し、必要な支援を行っているか。　　　◆平１８厚令３４第９９条第１項、平１８解釈通知第３の五の４（６）①□　利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。　　◆平１８厚令３４第９９条第２項　【具体例】　　事業所が、利用者の心身の状況を踏まえた総合的なアセスメントにより、認知症対応型共同生活介護のサービス提供に必要があると判断した場合に、介護保険外の福祉用具貸与（特殊寝台、床ずれ防止用具等の自費レンタル）等の自費サービスに係る費用を利用者に請求していないか。　◎　認知症対応型共同生活介護事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居において完結する内容であることを踏まえ、当該事業所の従業者でないいわゆる付添い者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることができない。　　　ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスを利用に供することは差し支えない。　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（６）②□　利用者の食事その他の家事等（清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等）は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うようにしているか。　　◆平１８厚令３４第９９条第３項、平１８解釈通知第３の五の４（６）③ | 適・否 | 左記の事例の有無：【　有 ・ 無　】 |
| 12　社会生活上の便宜の提供等 | □　利用者が充実した日常生活を送り、利用者の精神的な安定、行動障害の減少及び認知症の症状の進行を緩和するよう、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。　　◆平１８厚令３４第１００条第1項□　利用者が日常生活を営む上で必要な郵便、証明書等の交付申請等、行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しているか。　　◆平１８厚令３４第１００条第２項　◎　特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得ているか。　　　平１８解釈通知第３の五の４（７）②□　会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。　　　◆平１８厚令３４第１００条第３項、平１８解釈通知第３の五の４（７）③ | 適・否 | 事例：【　有 ・ 無　】会報の送付：【　有 ・ 無　】行事参加の呼びかけ：【　有 ・ 無　】 |
| 13　利用者に関する市町村への通知 | □　利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の２６準用　①　正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。　②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 適・否 | 左記①又は②に該当する利用者：【　有 ・ 無　】 |
| 14　緊急時の対応 | □　介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。　　　◆平１８厚令３４第８０条準用◎　協力医療機関について　　ア　事業の通常の実施地域内にあることが望ましい。　　イ　緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。　　　◆平１８解釈通知第３の四の４（１２）準用 | 適・否 | マニュアル：【　有 ・ 無　】協力医療機関名：　　　　　　　　　協定書【　有 ・ 無　】 |
| 15　管理者の責務 | □　管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の管理、及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っているか。　　◆平１８厚令３４第２８条第１項準用、平１８解釈通知第３の二の二の３（４）準用□　管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。　　◆平１８厚令３４第２８条第２項準用 | 適・否 |  |
| 16　管理者による管理 | □　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者となっていないか。　ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。　　◆平１８厚令３４第１０１条 | 適・否 |  |
| 17　運営規程 | □　共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。　　◆平１８厚令３４第１０２条、平１８解釈通知第３の五の４（８）①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容　　◎　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、第２において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（第４の１に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）　　　◆平１８解釈通知第３の一の４の（２１）①準用③　利用定員④　指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額⑤　入居に当たっての留意事項⑥　非常災害対策　　◎　非常災害に関する具体的計画を指すものであること。　　　　◆平１８解釈通知第３の四の４（１３）準用⑦　虐待の防止のため措置に関する事項　　◎　虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修の方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。　　　◆平１８解釈通知第３の一の４の（２１）⑥準用⑧　その他運営に関する重要事項　　◎　「その他運営に関する重要事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。　　◆平１８解釈通知第３の五の４（８） | 適・否 | 直近改正：　　　年　　月★重要事項説明書等と不整合はないか□職員の員数□利用料・その他費用★その他費用について金額を明示しているか（実費でも可）：【　適 ・ 否　】 |
| 18　勤務体制の確保等 | □　共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にした、勤務の体制を定めているか。　　　◆平１８厚令３４第１０３条第１項、平１８解釈通知第３の五の４（９）①◎　夜間及び深夜の時間帯を定めるに当たっては、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な介護従業者を確保するとともに、夜間及び深夜の時間帯以外のサービスの提供に必要な介護従業者を確保すること。なお、常時介護従業者が１人以上確保されている（指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼ねている夜勤職員が配置されている場合を含む。）ことが必要である。　　◆平１８解釈通知第３の五の４（９）③□　利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介護従業者を固定する等の継続性を重視したサービス提供に配慮しているか。　　◆平１８厚令３４第１０３条第２項、平１８解釈通知第３の五の４（９）②□　介護従業者の資質の向上のために、研修（特に認知症介護に関する知識及び技術の修得を主たる目的とする研修）の機会を確保しているか。　　◆平１８厚令３４第１０３条第３項、平１８解釈通知第３の五の４（９）④□　事業者は、すべての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。　　　◆平１８厚令３４第１０３条第２項、平１８解釈通知第３の五の４（９）⑤　◎　当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第３項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。　　　平１８解釈通知第３の二の二の３（６）③準用□　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。　　　◆平１８厚令３４第１０３条第４項　◎　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族から受けるものも含まれることに留意すること。　　ア　事業主が講ずべき措置の具体的な内容　　　・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。　　　・相談（苦情を含む。）に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。　　　なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業（資本金5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされている。　　イ　事業主が講じることが望ましい取組　　　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として以下が規定されている。　　　・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備　　　・被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）　　　・被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）　　　　介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、ア（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２２）⑥ | 適・否 | 各月の勤務表：【　有 ・ 無　】研修の実施【　有 ・ 無　】ハラスメント対策の実施【　有 ・ 無　】カスタマーハラスメント対策の実施【　有 ・ 無　】 |
| 19　定員の遵守 | □　入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。　　ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。　　◆平１８厚令３４第１０４条 | 適・否 |  |
| 20　業務継続計画の策定等 | □　感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３０の２第1項準用　◎　感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画のを策定するとともに、当該計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１２）①　◎　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うこととしても差し支えない。　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１２）①　◎　感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、すべての従業者が参加できるようにすることが望ましい。　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１２）①　◎　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。　　　なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。　　　また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。　　　なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。　　　さらに、感染症に係る業務継続計画・感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。　　　ア　感染症に係る業務継続計画　　　　・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）　　　　・初動対応　　　　・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）　　　イ　災害に係る業務継続計画　　　　・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）　　　　・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）　　　　・他施設及び地域との連携　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１２）②□　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３０の２第２項準用　◎　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１２）③　◎　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年２回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時は別に研修を実施すること。　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１２）③　◎　研修の実施内容についても記録すること。　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１２）③　◎　感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１２）③　◎　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年２回以上）に実施するものとする。　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１２）④　◎　感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１２）④　◎　災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１２）④　◎　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１２）④□　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３０の２第３項準用 | 適・否 | 業務継続計画の有無感染症【　有 ・ 無　】災　害【　有 ・ 無　】研修の実施（年２回以上必要【感染症】実施日　　年　　月　　日【非常災害】実施日　　年　　月　　日新規採用時の研修の有無【　有 ・ 無　】訓練の実施（年２回以上必要）【感染症】実施日　　年　　月　　日【非常災害】　　年　　月　　日見直しの頻度（　　　　　　　） |
| 21　非常災害対策 | □　非常災害に際して必要な具体的計画を策定しているか。　　◆平１８厚令３４第８２条の２第１項準用　◎　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。　　　◆平１８解釈通知第３の四の４（１６）準用□　火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底しているか。　　◆平１８解釈通知第３の四の４（１６）準用□　日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをしているか。　　　◆平１８解釈通知第３の四の４（１６）準用□　定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。　　◆平１８厚令３４第８２条の２第１項準用□　防火管理者又は防火管理についての責任者を置いているか。　◎　消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせること。　　　また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。　　　◆平１８解釈通知第３の四の４（１６）準用 | 適・否 | 消防計画：【　有 ・ 無　】風水害に関する計画【　有 ・ 無　】地震に関する計画【　有 ・ 無　】前年度の避難･救出等訓練の実施回数⇒（　　）回（年２回以上の実施か）防火管理者：氏名　　　　　　　講習修了証：【　有 ・ 無　】 |
| 22　衛生管理等 | □　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３３条第１項準用□　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、保健所の助言、指導を求めるなど必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３３条第２項準用、平１８解釈通知第３の五の４（１３）①イ□　インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、関係通知等に基づき、適切な措置を講じているか。　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１３）①ロ□　空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１３）①ハ□　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３３条第２項　　ア　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。　　イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。　　ウ　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。　◎　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、次の取扱いとすること。　　　ア　感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会　　　　・当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。　　　　・構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。　　　　・感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。　　　　・感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　　　・感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。　　　　・他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　　　イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針　　　　・「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。　　　　・平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。　　　　・発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要。　　　ウ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練　　　　・従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。　　　　・職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策の研修を実施すること。　　　　・研修の内容について記録することが必要。　　　　・研修は、事業所内で行うものでも差し支えなく、事業所の実態に応じ行うこと。　　　　・平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要。　　　　・訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。　　　　・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１３）②　◎　他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１３）② | 適・否 | マニュアル：【　有 ・ 無　】感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催【　有 ・ 無　】６月に1回以上か開催日　　年　　月　　日　　年　　月　　日指針の有無【　有 ・ 無　】研修の開催（年２回以上必要）実施日　　年　　月　　日　　年　　月　　日新規採用時の研修の有無【　有 ・ 無　】訓練の実施（年２回以上必要）実施日　　年　　月　　日　　年　　月　　日 |
| 23　協力医療機関等 | □　あらかじめ、次の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めているか　　◆平１８厚令３４第１０５条第１項、第２項　　　ア　利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が　　　　　相談対応を行う体制を、常時確保していること。　　　イ　当該事業所からの診療の求めがあった場合において診察を行う体制を、常時確保していること。□　１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を南丹市長に届け出ているか。　　◆平１８厚令３４第１０５条第３項□　感染症の予防及び感染症の患者に関する法律第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めているか。　　◆平１８厚令３４第１０５条第４項□　協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。　　◆平１８厚令３４第１０５条第５項□　利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び事業所に速やかに入居させることができるように努めているか。　　　◆平１８厚令３４第１０５条第６項□　あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。　　　◆平１８厚令３４第１０５条第７項□　協力医療機関・協力歯科医療機関は共同生活住居から近距離にあるか。　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１０）①□　サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。　　◆平１８厚令３４第１０５条第８項◎　利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１０）⑦ | 適・否 | 協力医療機関名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　上記医療機関との契約書：【　有 ・ 無　】協力歯科医療機関名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　後方支援施設名（　　　　　　　） |
| 24　掲示 | □　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３２第１項準用□　上記重要事項を事業所に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。　　◆平１８厚令３４第３条の３２第２項準用□　重要事項をウェブサイトに掲載しているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３２第３項準用◎　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、運営規程の概要、従業者等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものである。　　また、同条３項は、指定認知症対応型共同生活介護事業所は、原則として、重要事項を当該事業所のウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。　　なお、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うに当たり、次に掲げる点に留意する必要がある。　　イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。　　ロ　従業者等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。　　　　◆平１８解釈通知第３の一３（２５）①準用 | 適・否 | 掲示：（有・無）令和７年度から義務化 |
| 25　秘密保持等 | □　指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。　　◆平１８厚令３４第３条の３３第１項準用□　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３３第２項準用　◎　具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用契約時に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。　　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２６）②準用□　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３３第３項準用　◎　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包　　括的な同意を得ておくことで足りる。　◆平１８解釈通知第３の一の４（２６）③準用 | 適・否 | 従業者　　　人中誓約書　　　人分有利用者　　　人中個人情報使用同意書　　　人分有 |
| 26　広告 | □　指定認知症対応型共同生活介護事業所についての広告は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３４準用 | 適・否 | パンフレット等（有・無） |
| 27　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | □　指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。　　◆平１８厚令３４第１０６条第１項□　指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。　　◆平１８厚令３４第１０６条第２項 | 適・否 |  |
| 28　苦情処理 | □　提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３６第１項準用、平１８解釈通知第３の一の４（２８）①準用□　苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録しているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３６第２項準用□　提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３６第３項準用　◎　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うこと。　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２８）②準用□　市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３６第４項準用□　提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３６第５項準用□　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３６第６項準用 | 適・否 | マニュアル：【　有 ・ 無　】苦情受付窓口：【　有 ・ 無　】苦情相談窓口、処理体制・手順等の掲示：【　有 ・ 無　】苦情記録：【　有 ・ 無　】市町村調査：【　有 ・ 無　】直近年月日　　年　　月　　日国保連調査：【　有 ・ 無　】直近年月日　　年　　月　　日 |
| 29　調査への協力等 | □　市町村が定期的又は随時行う調査に協力しているか。　　◆平１８厚令３４第８４条準用、平１８解釈通知第３の四の４（１９）準用□　市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。　　◆平１８厚令３４第８４条準用□　事業者は、運営規程の概要や勤務体制、管理者及び計画作成担当者等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について自ら一般に公表するよう努めているか。　　◆平１８解釈通知第３の四の４（１９）準用 | 適・否 |  |
| 30　地域との連携等 | □　利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、有識者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。　　　◆平１８厚令３４第３４条第１項準用　◎　運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１０）①準用　◎　運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。　　・利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。　　・同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１０）①準用　◎　１年に１回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うことができることとし、実施にあたっては以下に留意すること。　　　◆平１８解釈通知第３の五の３（１６）準用　　　ア　自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、指定認知症対応型共同生活介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。　　　イ　外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者のほか、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。　　　ウ　運営推進会議において外部評価を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要である。　　　エ　自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者家族へ提供するとともに、介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられる。法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。　◎　外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと。　　　◆平１８解釈通知第３の五の３（１６）準用　◎　運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、１年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととする。　　◆平１８解釈通知第３の五の３（１６）準用　◎　地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１０）①準用　◎　指定認知症対応型共同生活介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、１つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。　　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１０）①準用□　運営推進会議における報告等の記録を作成し、公表しているか。　　　◆平１８厚令３４第３４条第２項準用□　地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。　　◆平１８厚令３４第３４条第３項準用□　利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。　　◆平１８厚令３４第３４条第４項準用　◎　市町村が実施する事業には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。　　◆平１８解釈通知第３の一の４（２９）④準用 | 適・否 | 過去１年間の運営推進会議開催回数　　　回中会議録　　　回分有利用者等　　　回出席地域住民　　　回出席市職員又は地域包括支援センター職員　　　回出席合同開催の回数：　　　　回会議録の公表方法：　　　　　　　　　 |
| 31　事故発生時の対応 | □　利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３８条第１項準用□　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３８条第２項準用◎　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。　　◆平１８解釈通知第３の一の４（３０）③準用□　利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。　　　◆平１８厚令３４第３条の３８条第３項準用□　利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。　　　◆平１８解釈通知第３の一の４（３０）①準用□　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有しているか。　　　◆平１８解釈通知第３の一の４（３０）②準用 | 適・否 | マニュアル：【　有 ・ 無　】事故(市報告対象事故)　　　件中市事故報告済み　　　件事故記録：【　有 ・ 無　】損害賠償事例：【　有 ・ 無　】賠償保険加入：【　有 ・ 無　】保険名　　　　　　　　 |
| 32　虐待の防止 | □　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３８の２準用　ア　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。　イ　虐待防止のための指針を整備しているか。　ウ　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。　エ　上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。　◎　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定認知症対応型共同生活介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１４）　　　ア　虐待の未然防止　　　　　指定認知症対応型共同生活介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。　　　イ　虐待等の早期発見　　　　　指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。　　　ウ　虐待等への迅速かつ適切な対応　　　　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定認知症対応型共同生活介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする□　虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。　　　◆平１８解釈通知第３の五の４（１４）　　①　虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号）　　　　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。　　　　一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。　　　　なお、虐待防止検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。　　②　虐待の防止のための指針(第２号)　　　　指定認知症対応型共同生活介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。　　　　ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方　　　　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項　　　　ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針　　　　エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針　　　　オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項　　　　カ　成年後見制度の利用支援に関する事項　　　　キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項　　　　ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項　　　　ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項　　③　虐待の防止のための従業者に対する研修（第３号）　　　　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該認知症対応型共同生活介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。　　　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年２回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。　　　　また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。　　④　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第４号）　　　　指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい | 適・否 | 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無【　有 ・ 無　】開催日　　年　　月　　日虐待の防止のための指針の有無【　有 ・ 無　】□左記の必要な項目が網羅されているか虐待の防止のための研修（年２回以上必要）開催日　　年　　月　　日　　年　　月　　日新規採用時の虐待の防止のための研修の有無【　有 ・ 無　】担当者：【　　　　　　　】 |
| 33　会計の区分 | □　指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。　　◆平１８厚令３４第３条の３９条準用 | 適・否 | 事業別決算：（有・無） |
| 34　記録の整備 | □　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。　　　◆平１８厚令３４第１０７条第１項　□　利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する以下の諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。　　◆平１８厚令３４第１０７条第２項、平２４市条例２２第１６４条第２項ア　認知症対応型共同生活介護計画イ　主眼事項第４の６の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録ウ　主眼事項第４の９の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録　　エ　主眼事項第４の13の規定による市町村への通知に係る記録　　オ　主眼事項第４の28の規定による苦情の内容等の記録　　カ　主眼事項第４の31の規定による事故の状況及び事故に際して　　　　採った処置についての記録　　キ　主眼事項第４の30に規定する運営推進会議における報告等の記録　◎　「その完結の日」とは、上記アからカまでの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、上記キの記録については、基準第34条第１項の運営推進会議を開催し、同条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。　　◆平１８解釈通知第３の二の二の３（１３）準用 | 適・否 | ※市条例により５年間保存であることに留意左記、ア～キの記録：【　有 ・ 無　】 |
| 35　電磁的記録等 | □　書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。　　◆平１８厚令３４第１８３条第１項　◎　サービスの提供に当たる者等の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を以下のとおり電磁的記録により行うことができる。　　　◆平１８解釈通知第５の１　　　ア　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。　　　イ　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。　　　　・作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　　　　・書面に記載されている事項をスキャナ等により読みとってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　　　ウ　電磁的記録により行うことができるとされているものは、上記に準じた方法によること。　　　エ　電磁的記録により行う場合は、個人情報取扱に係るガイドライン等を遵守すること。□　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）にて行うことができる。　　◆平１８厚令３４第１８３条第２項　◎　電磁的記録について　　◆平１８解釈通知第５の１　　　基準第183条第１項及び予防基準第90条第１項は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。　　(1)　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。　　(2)　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。　　　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　　　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　　(3)　その他、基準第183条第１項及び予防基準第90条第１項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。　　(4)　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　◎　電磁的方法について　　◆平１８解釈通知第５の２　　　基準第183条第２項及び予防基準第90条第２項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。　　(1)　電磁的方法による交付は、基準第３条の７第２項から第６項まで及び予防基準第11条第２項から第６項までの規定に準じた方法によること。　　(2)　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。　　(3)　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 |  |  |
| 第５　変更の届出等＜法第７８条の５＞ | □　事業所の名称及び所在地その他施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、その旨を南丹市長に届けているか。□　当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を南丹市長に届けているか。 | 適・否 |  |

　※「厚令」とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日　厚生労働省令第34号）を指します。

　※「解釈通知」とは「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日　老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）を指します。

　※「市条例」とは、「南丹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月25日　南丹市条例第22号）を指します。